

科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針(案)

平成 26 年〇月〇日

総合科学技術会議

科学技術イノベーションは、経済成長の原動力、活力の源泉であり、社会の在り方を飛躍的に変え、社会のパラダイムシフトを引き起こす力を持つ。しかしながら、我が国の科学技術イノベーションの地位は、総じて相対的に低下しており、厳しい状況に追い込まれている。

総合科学技術会議は、「イノベーションに最も適した国」を創り上げていくための司令塔として、権限、予算両面でこれまでにない強力な推進力を発揮できるよう、司令塔機能の抜本的強化策の具体化を図らなければならない。総合科学技術会議は、科学技術イノベーション政策に関して、他の司令塔機能(日本経済再生本部、規制改革会議等)との連携を強化するとともに、府省間の縦割り排除、産学官の連携強化、基礎研究から出口までの迅速化のためのつなぎ等に、より直接的に行動していく必要がある。

このため、平成 26 年度予算において、科学技術イノベーション創造推進費(以下、「推進費」という。)を新たに創設した。推進費は、総合科学技術会議の司令塔機能強化のための重要な取組の一つであり、府省の枠を超えたイノベーションを創造するために不可欠な政策手段である。

このような観点を踏まえ、推進費に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)を定める。

1 推進費の基本的考え方

国家的に重要な課題の解決を通じて、我が国産業にとって将来的に有望な市場を創造し、日本経済の再生を果たしていくことが求められている。このためには、各府省の取組を俯瞰しつつ、更にその枠を超えたイノベーションを創造するべく、総合科学技術会議の戦略推進機能を大幅に強化する必要がある。その一環として、鍵となる技術の開発等の重要課題の解決のための取組に対して、府省の枠にとらわれず、総合科学技術会議が自ら重点的に予算を配分する戦略的イノベーション創造プログラム(以下、「プログラム」という。)を創設する。この原資は、推進費から充当する。

2 プログラムの運用

(1)概算要求方針の策定

総合科学技術会議は、次年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針、アクションプラン等の検討の際に、次年度に推進費を活用して実施すべき取組について各府省と意見交換を実施する。そのうえで、次年度のプログラムの考え方を盛り込んだ「概算要求方針」を策定する。

(2)実施方針の策定

総合科学技術会議は、政府予算案決定後(平成 26 年度は予算成立後)、推進費を活用して実施するプログラムに関し、以下の項目等からなる次年度の推進費の実施方針を策定する。

- ・プログラムの対象課題(以下、「課題」という。)
- ・プログラムディレクター(項目3(2)を参照のこと。)
- ・プログラムの研究開発計画(成果の実用化・事業化に向けた出口戦略を含む)の要諦
- ・課題ごとの予算

なお、年度途中で機動的に対応すべき課題が生じた場合等については、随時、当該対応に関する実施方針を策定する。

3 推進費に関する事務の実施

(1)プログラムに係るガバニングボード(以下、「ガバニングボード」という。)

プログラムの着実な推進を図るため、プログラムの基本方針、プログラムで扱う各課題の研究開発計画、予算配分、フォローアップ等についての審議・検討を行うため、総合科学技術会議有識者議員を構成員とするガバニングボードを開催する。ガバニングボードには、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(2)プログラムディレクター

総合科学技術会議は、課題ごとにプログラムディレクターを決定する。プログラムディレクターは、担当する課題の研究開発計画等を検討し、中心となって進める。

(3)推進委員会

課題ごとに、プログラムディレクターが議長、内閣府が事務局を務め、関係府省、専門家等が参加する推進委員会を設置し、当該課題の研究開発の実施等に必要な調整等を行う。

(4)研究開発計画

各課題ごとに、プログラムディレクターは推進委員会による調整等を経て研究開発計画をとりまとめ、ガバニングボードはこれを審議し、承認する。

研究開発計画は、意義・目標、研究開発の内容、実施体制、知的財産に関する事項、評価に関する事項、出口戦略等について記述する。

(5)実施体制

各課題ごとに成果を最大化する最適な実施体制を構築する。推進費は、関係省庁に移し替え、独立行政法人交付金として活用することも可能とする。

(6) 研究開発成果の扱い

研究開発の成功と成果の実用化・事業化による国益の実現を確実にするため、優れた人材・機関の参加を促すためのインセンティブを確保するとともに、知的財産等について適切な管理を行う。

(7) 評価

ガバニングボードは、プログラム及び各課題の研究開発計画及び進捗状況に対して必要な助言、評価を行う。この評価の結果は、次年度の推進費の実施方針に反映させる。ガバニングボードは、必要に応じ有識者を招いて評価を行う。

各課題のプログラムディレクター及び研究主体は、ガバニングボードによる評価の前に自己点検を行う。

上記のほか、評価の具体的な運用については、ガバニングボードにおいて定める。

(8) プログラムの運用指針等

上記のほか、プログラムの実施に必要な運用指針等を、ガバニングボードにおいて定める。

4 その他

プログラムの実施にあたって必要となるプログラムディレクターの雇用、ガバニングボード及び推進委員会の運営、機動的な調査等は推進費により実施できる。